

北海道がん対策サポート企業等登録制度実施要綱の一部改正に係る登録内容の変更手続きについて

さきにお知らせのとおり、実施要綱を令和6年4月1日に改正しました。この改正でサポート企業としての登録要件を変更したことに伴い、改正前まで登録されていた企業・団体等であっても、改正後は登録要件を満たさなくなる場合があるところです。

つきましては、改正後の要件を満たしていない企業等（本通知が届いた企業等）におかれましては、令和7年3月31日までに改正後の登録要件を満たすことを確認する必要がありますので、以下の①又は②のいずれかの方法により、登録内容の変更手続きを行っていただきますようお願いいたします。

◎改正後の登録要件

実施要綱第3条に定める（1）～（6）の取組のうち、「（1）がん検診の受診促進」に必ず取り組むとともに、（2）～（6）のいずれか1つ以上に取り組むことを登録要件とする。ただし、令和7年3月31日までは経過措置期間とし、改正後の要件を満たさない場合であっても、登録を継続することができる。

~~①-令和5年度のがん対策に係る取組状況の報告を行う（7月29日ㄨ）~~

~~毎年、各企業等における取組状況のご報告をいただいております。このご報告により、要件を満たしていることが確認できましたら、来年度（令和7年4月1日）以降も登録を継続することができます。~~

~~報告方法等の詳細については、北海道ホームページへ掲載しております。~~

② 登録事項（取組内容）の変更届出を行う（令和7年3月31日ㄨ）

登録事項の変更届を、北海道のホームページに掲載の簡易システムから申請、もしくは様式をホームページからダウンロードの上メール・郵送にてご提出いただき、要件を満たしていることを確認できましたら、来年度（令和7年4月1日）以降も登録を継続することができます。

変更届の提出につきましては、令和7年3月31日までにご提出いただいた企業・団体等に限り登録を継続できますので、ご留意ください。

【北海道ホームページ（がん対策サポート企業等登録制度）】

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/gan_support4.html